平成２９年（フ）第４６号
宮崎市生目台東４丁目５番地１　市営住宅202棟２号
債務者　宮浦　知美
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２号
福島県郡山市島２丁目41番16号　ラポールフラッツ107号、前住所福島県郡山市菜根２丁目18番12号
債務者　吉田　孝之
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第２７９号
神戸市西区伊川谷町有瀬942番地　ビューハイツ105号、前住所兵庫県明石市小久保３丁目15番地の23　ハーモニーハイツⅡ309号
債務者　八橋　幸嗣
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
兵庫県明石市港町２番23―105号
債務者　郷　　一葉
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
兵庫県明石市港町２番23―105号、住民票上の住所兵庫県明石市別所町17番59号　第二藤荘
債務者　島　　恵祐
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の１公団住宅40棟202号
債務者　前川　圭三
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
神奈川県秦野市曽屋２丁目10番７号　コーポシミズ　102号、前住所神奈川県秦野市鈴張町６番46号
債務者　中村　千秋
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１８３号
広島県福山市幕山台３丁目22番18号
債務者　小林江梨子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第２２号
神奈川県厚木市三田619番地３　サンハイツもりずみ101
債務者　村上　公明
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２０６６号
愛知県日進市岩崎台２丁目1216番地　サンライフ日進202
債務者　稲葉　篤也
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４号
山口県防府市高倉１丁目33番30―206号　ニューたかくらマンション
債務者　黒岩　重宏
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
山口市平井848番地１　オストラーゼンハオス102号
債務者　田島千津江
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７号
北海道苫小牧市澄川町４丁目４番３号　レジュール24　103号
債務者　柿崎　裕之
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１８号
北海道苫小牧市拓勇西町６丁目16番２号
債務者　森谷　友美
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１９号
仙台市若林区かすみ町20番15号
債務者　勝又真紀子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４１号
仙台市若林区上飯田３丁目17番21号
債務者　中島　寛人
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
秋田市広面字釣瓶町66番地４
債務者　佐々木洋子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部